

第34節 林野火災対策計画

- | | |
|-----|-------------|
| 第1項 | 火災通報等 |
| 第2項 | 火災通報等伝達系統 |
| 第3項 | 消火活動体制 |
| 第4項 | 林野火災対策資料の作成 |

第1項 火災通報等

1. 市の措置

- (1) 市は、山林火災を知った場合は、あらかじめ定める出動体制を取るとともに関係機関（周辺市町、警察署等）に通報を行う。
- (2) 市は、地区住民、入山者等に対して周知を図る。
- (3) 市は、火災の規模等が、通報基準に達したとき、また、特に必要と認めるときは、県（消防防災指導課）に即報を行う。
 - 1) 1時間以上延焼のおそれがある場合
 - 2) 空中消火を必要とする場合
 - 3) 住家等へ延焼するおそれがある場合
 - 4) 近くに危険物施設などが存在し、二次災害の危険性がある場合
 - 5) 以下の国の通報基準に達するか、または達することが予想される場合

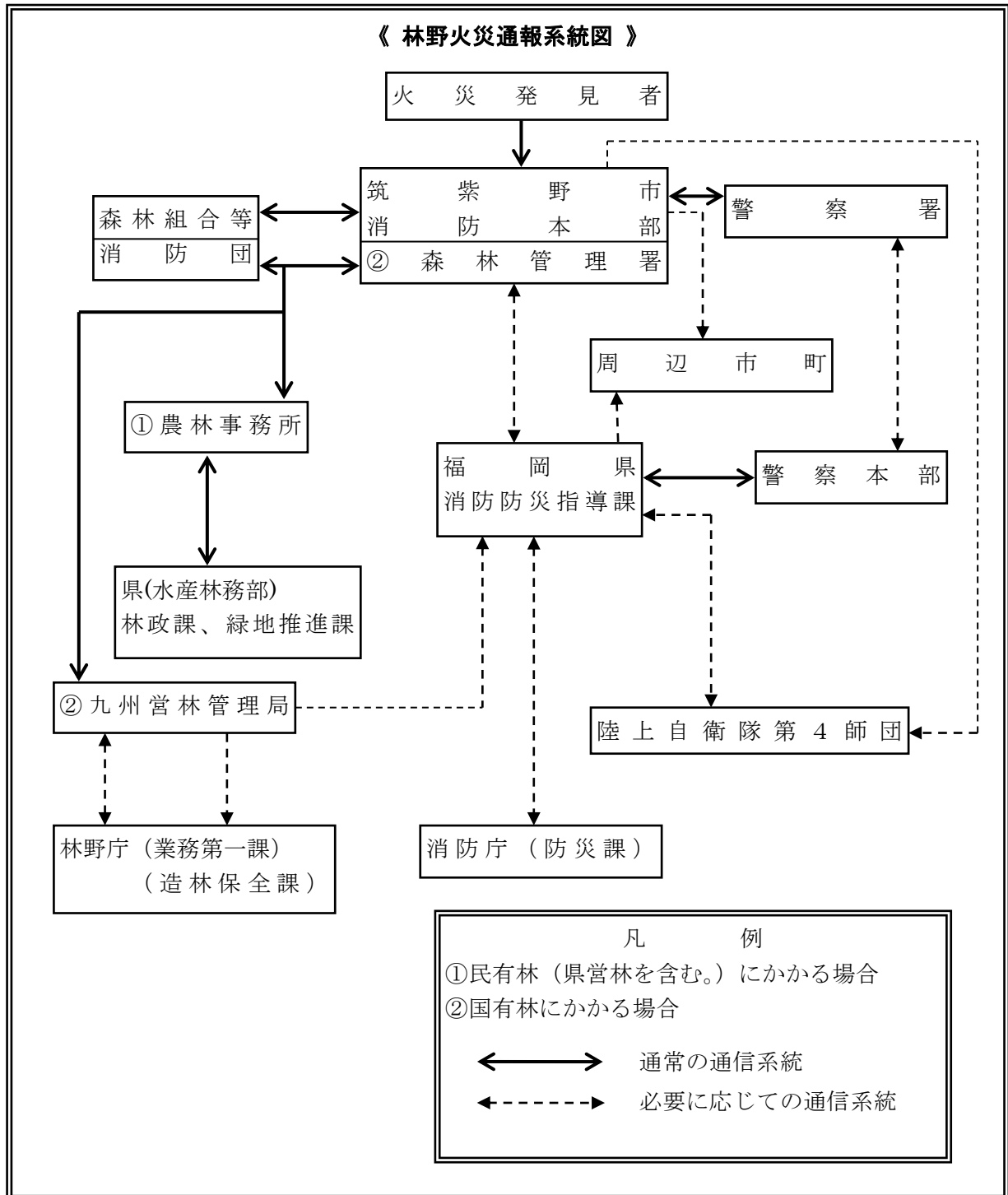
《 通報基準 》

- ア. 焼損面積が10ha以上と推定されるもの
- イ. 空中消火を要請したもの
- ウ. 住家等へ延焼するおそれがあるなど社会的に影響度が高いもの

第2項 火災通報等伝達系統

1. 火災通報等伝達系統

林野火災通報に係わる伝達系統は、次のとおりである。



第3項 消火活動体制

1. 消火活動体制

火災を覚知した市及び消防本部は、関係機関と連携協力して延焼拡大の防ぎよにあたりとともに、周辺市町等へ警戒または応援出動要請の準備を行う。

(1) 現地対策本部の設置

火災が拡大し、市では対処できないと判断されるときは、関係機関の協力を得て、現地対策本部を設置する。

現地対策本部の任務の概要は次のとおりである。

- 1) 応援協定に基づく周辺市町等の応援隊の出動要請
- 2) 自衛隊出動要請の検討
- 3) 応援隊、飛火警戒隊、補給隊等の編成
- 4) 警戒区域の指定

(2) 空中消火体制の準備

地上隊による消火が困難と判断されるときは、県（消防防災指導課）への通報を行うとともに、次により空中消火体制の準備を行う。

- 1) 広域消防本部を経由して福岡市及び北九州市消防局消防航空隊への出動要請準備
- 2) 自衛隊出動要請のための準備
- 3) 空中消火資機材及びヘリポート等の設定準備

(3) 空中消火体制

県防災消防ヘリコプター等による円滑な空中消火を実施するため、市は、次の事項を行う。

- 1) 陸空通信隊の編成
- 2) 林野火災用防災地図の作成
- 3) 空中消火補給基地の設定
- 4) ヘリポート等の設定
- 5) 空中消火用資機材等の点検・搬入

第4項 林野火災対策資料の作成

1. 林野火災対策資料の作成

関係機関は、措置した事項を整理記録し今後の対策を樹立する。

市は、焼損面積 20ha 以上の火災の場合は、昭和 55 年 3 月 11 日付け消防地第 81 号に定める林野火災調査資料を作成し速やかに県に報告を行う。